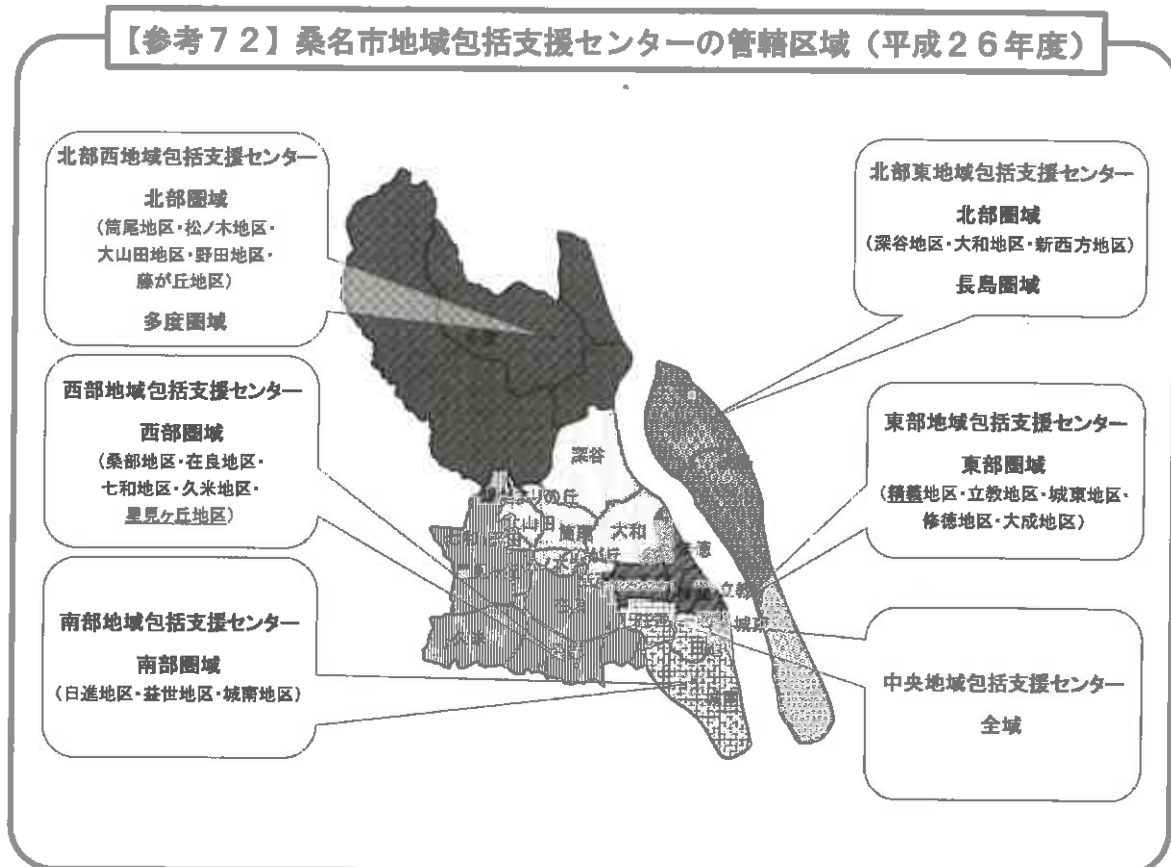


(ロ) 管轄区域

それぞれの桑名市地域包括支援センターの管轄地区については、かねてより、日常生活圏域等を勘案することにより、設定しています【参考 7 2】。



この点、桑名市地域包括支援センターが全体として十全に機能するためには、それぞれの桑名市地域包括支援センターによって担当される 65 歳以上及び 75 歳以上人口がおおむね平準化されなければなりません。

しかしながら、65 歳以上人口及び 75 歳以上人口の動向は、地区ごとに異なります。

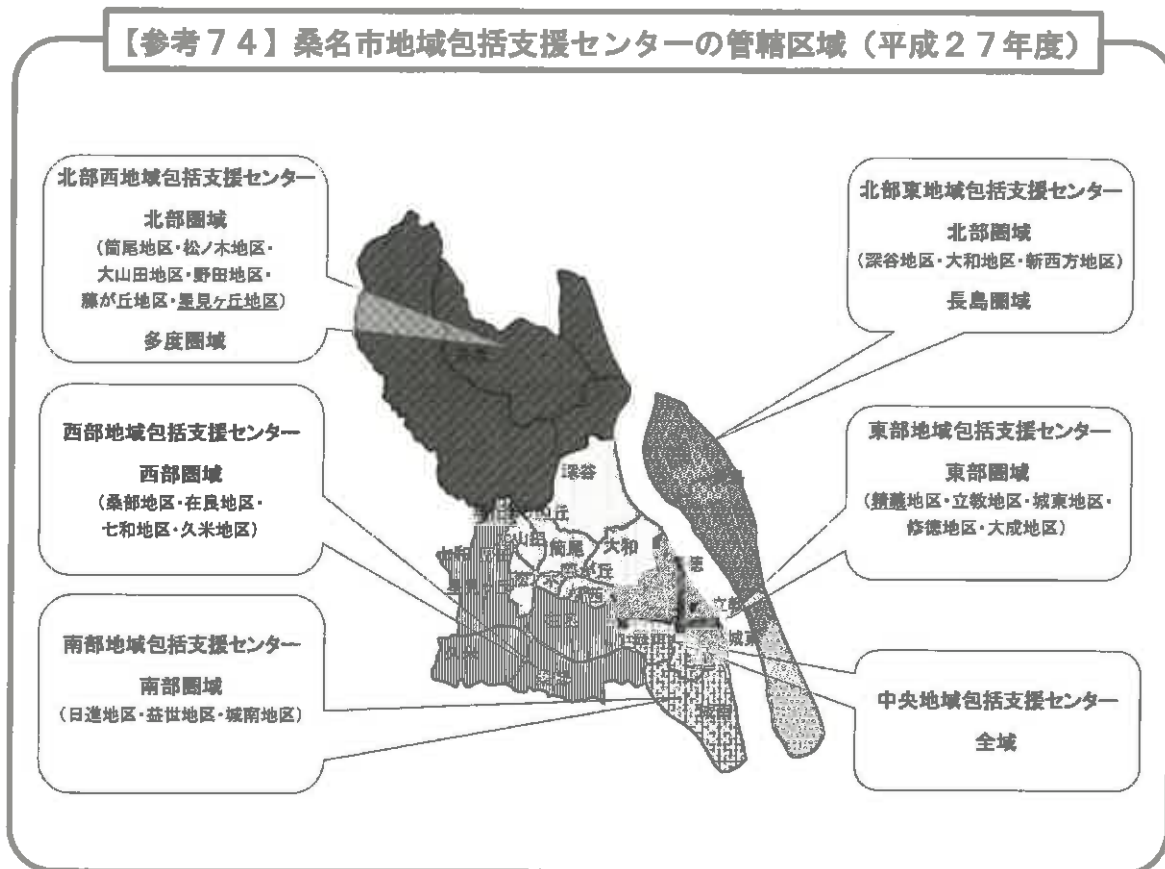
したがって、それぞれの桑名市地域包括支援センターの管轄区域については、今後とも、各地区における 65 歳以上人口及び 75 歳以上人口の動向に応じ、必要な見直しを検討することが求められます。

なお、平成 27 年 1 月より、北部地域包括支援センター（長島）を「北部東地域包括支援センター」に、北部地域包括支援センター（多度）を「北部西地域包括支援センター」にそれぞれ改称しました。

(ロ) 管轄区域

平成27年度より、星見ヶ丘地区を西部圏域から北部圏域へ変更します。

これに伴い、星見ヶ丘地区を西部地域包括支援センターから北部西地域包括支援センターへ移管します【参考74】。



このような取扱いにより、当面、それぞれの桑名市地域包括支援センターによって担当される65歳以上人口及び75歳以上人口をおおむね平準化することが可能になります【参考75】。

【参考75】桑名市地域包括支援センターによって担当される65歳以上人口及び75歳以上人口の推移

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成32年度		平成37年度		
	65歳以上人口	うち75歳以上人口	65歳以上人口	うち75歳以上人口	65歳以上人口	うち75歳以上人口	65歳以上人口	うち75歳以上人口	65歳以上人口	うち75歳以上人口	65歳以上人口	うち75歳以上人口	
東部 地域包括支援 センター	精養地区	1,376	728	1,419	771	1,427	788	1,432	803	1,425	826	1,403	879
	立教地区	1,274	692	1,315	732	1,322	749	1,327	764	1,320	784	1,300	835
	城東地区	483	261	478	276	480	281	482	288	480	298	472	316
	修徳地区	1,149	648	1,188	580	1,192	593	1,196	606	1,181	621	1,173	662
	計	6,431	3,341	6,718	3,560	6,754	3,638	6,778	3,712	6,746	3,812	6,842	4,081
西部 地域包括支援 センター	桑部地区	1,361	581	1,422	625	1,449	659	1,472	680	1,504	747	1,508	878
	在良地区	2,660	1,293	2,778	1,392	2,832	1,454	2,878	1,513	2,939	1,663	2,947	1,960
	七和地区	1,698	707	1,773	761	1,808	795	1,837	827	1,876	910	1,881	1,067
	久米地区	1,395	588	1,457	633	1,485	661	1,509	688	1,540	756	1,545	887
計	7,362	3,112	7,480	3,411	7,674	3,563	7,696	3,708	7,866	4,076	7,881	4,780	
南部 地域包括支援 センター	日進地区	1,526	781	1,577	830	1,597	851	1,612	872	1,622	916	1,612	1,020
	益世地区	2,245	1,183	2,320	1,258	2,349	1,290	2,372	1,320	2,386	1,366	2,371	1,545
	城南地区	2,180	965	2,253	1,025	2,281	1,062	2,304	1,077	2,316	1,132	2,303	1,260
計	5,851	2,917	6,150	3,111	6,227	3,183	6,288	3,268	6,324	3,436	6,286	3,825	
北部東 地域包括支援 センター	深谷地区	1,814	783	1,751	846	1,826	902	1,889	955	2,039	1,152	2,234	1,571
	大和地区	1,227	583	1,331	625	1,389	665	1,436	704	1,550	850	1,688	1,159
	長島圏域	3,983	1,874	4,215	2,037	4,318	2,129	4,408	2,216	4,580	2,427	4,731	2,658
計	6,705	3,137	7,297	3,508	7,533	3,696	7,733	3,876	8,169	4,429	8,693	5,588	
北部西 地域包括支援 センター	筒尾地区	1,117	376	1,194	419	1,245	445	1,288	472	1,390	568	1,522	776
	松ノ木地区	824	275	881	306	918	326	950	345	1,025	417	1,123	568
	大山田地区	1,180	289	1,240	300	1,293	319	1,337	337	1,443	407	1,581	565
	野田地区	657	189	702	210	732	224	757	237	817	286	895	390
	藤が丘地区	413	141	441	157	480	167	478	177	514	214	583	291
	星見ヶ丘地区	380	154	406	171	423	182	438	193	473	233	518	318
	多度圏域	2,955	1,375	3,076	1,469	3,126	1,512	3,183	1,549	3,201	1,657	3,161	1,910
計	6,922	2,728	7,940	3,032	8,197	3,175	8,409	3,310	8,883	3,783	9,383	4,808	
合計	33,273	15,235	35,535	16,822	36,285	17,265	36,804	17,874	37,961	19,536	38,835	23,062	

※ 大和地区は、新西方地区を含む。

※ 各計数は、各年9月30日現在である。

＜出典＞ 桑名市保健福祉部介護・高齢福祉課

なお、平成32・37年度を見据えると、将来的には、長島圏域及び多度圏域と別個独立に北部圏域を管轄する地域包括支援センターを設置することも、想定されます。

しかしながら、本計画の対象期間である平成27～29年度には、仮に長島圏域及び多度圏域と別個独立に北部圏域を管轄する地域包括支援センターを設置すると、北部圏域、長島圏域又は多度圏域を管轄する地域包括支援センターでは、東部圏域、西部圏域又は南部圏域を管轄する地域包括支援センターと比較して少数の65歳以上人口及び75歳以上人口しか担当しないため、各地域包括支援センターによって担当される65歳以上人口及び75歳以上人口に不均衡を生じてしまいます。

このため、当面、北部東・西地域包括支援センターにおいて、

- ① 随時、電話等による連絡を受けて、戸別訪問等による総合相談支援を実施していること
- ② 毎月、深谷及び大和並びに大山田の各地区で「ふれあい相談」を開催していること

等について、様々な機会を通じ、高齢者及びその家族に周知します【参考76】。

【参考76】北部東・西地域包括支援センターの総合相談支援

○ 北部東・西地域包括支援センターは、長島圏域及び多度圏域のほか、北部圏域も管轄。



- 北部東・西地域包括支援センターは、高齢者等にとって身近な総合相談窓口になるよう、
 - ① 随時、電話等による連絡を受けて、戸別訪問等による総合相談支援を実施。
 - ② 毎月、深谷及び大和並びに大山田の各地区で「ふれあい相談」を開催。

地区	場所	日時	件数(平成25年度)
	深谷市民館	毎月第3水曜日 13時半～16時	来所0人・戸別訪問55人
深谷	深谷桑栄市民館	毎月第3月曜日 9時～11時半	来所0人・戸別訪問59人
	北部老人福祉センター	毎月第2火曜日 13時半～15時半	来所20人
大和	大和公民館	毎月第4月曜日 13時半～16時	来所0人・戸別訪問54人
大山田	大山田公民館	毎月第1金曜日 9時半～11時半	来所2人・戸別訪問51人

※ 平成27年度より、深谷市民館を毎月第3水曜日から毎月第3木曜日へ変更する予定。